

門真市と住友生命保険相互会社京阪支社との包括連携に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と住友生命保険相互会社京阪支社（以下「乙」という。）とは、相互の連携協力を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙相互の持つ知恵、情報及び技術を共有し、連携協力することにより、地域の様々な課題を解決することで、まちの活性化を推進し、持続可能な社会の構築に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携協力するものとする。

- (1) 子どもの健全育成に関する環境の整備
- (2) 学校教育及び地域教育の向上
- (3) 健康・福祉に関する事業の推進
- (4) 安全安心なまちづくりの推進
- (5) 地域を担う人材の育成
- (6) 都市魅力向上に関する取り組みへの支援
- (7) その他甲乙が協議して必要と認める連携・協力

（連携協力窓口の設置）

第3条 甲及び乙は、相互に連携協力事項に関する窓口を、甲は市民文化部地域政策課、乙は総合マーケット推進部に設置し、協議及び情報交換等を行う。

（情報の共有）

第4条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理し、本協定の有効期間中及び有効期間終了に問わず、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲と乙のいずれからも改廃の申入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、連携協力の具体的な事項及びその他の必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

この協定締結の証として本書を2通作成し、記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和2年8月27日

大阪府門真市中町1番1号

門真市

市長 宮本 一孝



大阪府枚方市大垣内町1丁目4番5号

住友生命枚方ビル3階

住友生命保険相互会社京阪支社

支社長 村上 陽人

